調額整超前過連構結成税額

整前連結税額基準額の残額 (34)、(34)－(35)又は(38)－(39)		
連結事業年度	平・平・ (各連結法人の別表六の二(七)付表「11の①」の合計)	
連結事業年度	平・平・ (各連結法人の別表六の二(七)付表「11の②」の合計)	
合計		
調額整超前連構結成税額	連結事業年度	平・平・ (別表六の二(二十)付表「２の④」)
	連結事業年度	平・平・ (別表六の二(二十)付表「２の⑤」)
合計		

を

総調整前連結税額基準額の残額 ((34)、(34)－(35)又は(38)－(39))－(別表六の二(十八)「25」)－(別表六の二(十九)「26」)		
繰越税額控除可能額の合計額	連結事業年度	平・平・ (各連結法人の別表六の二(九)付表「11の①」の合計)
	連結事業年度	平・平・ (各連結法人の別表六の二(九)付表「11の②」の合計)
合計		
調額整超前連構結成税額	連結事業年度	平・平・ (別表六の二(二十四)付表「２の④」)
	連結事業年度	平・平・ (別表六の二(二十四)付表「２の⑤」)
合計		

に改め、同表の記載要領第１号中「租税特別措置法」の次に「第68条の11第２項若しくは第３項（中小連結法人が機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）又は所得税法等の一部を改正する等の法律（平成29年法律第４号）第12条の規定による改正前の租税特別措置法（次号において「平成29年旧措置法」という。）」を加え、同号中「租税特別措置法」を「平成29年旧措置法」に改め、同表を別表六の11(1)とする。

別表六の11(2)付表の記載要領第11号中「の益金又は損金算入」を削り、「当該」を「その」に改め、同表を別表六の11(2)付表とする。

別表六の11(2)の表中

取得価額の合計額 (別表六の二(六)付表「10」の合計)	を	取得価額の合計額 (別表六の二(八)付表「10」の合計)

に、

エネルギー環境負荷低減推進設備等の取得をした各連結法人の個別所得金額の合計額 (取得連結法人の(1)の合計)

結法	を	エネルギー環境負荷低減推進設備等の取得をした各連結法人の個別所得金額の合計額 (取得適用連結法人の(1)の合計)

に、

調整前連結税額超過構成額 (別表六の二(二十)「７の⑤」)	を	調整前連結税額超過構成額 (別表六の二(二十四)「７の⑥」)

に、